

## 令和4年度 大野市職員の倫理の確立及び保持に関する状況

職員の倫理保持について、市民の疑惑や不信を招くような行為を防止するため、令和3年7月に「大野市職員倫理規程」を改正しました。

「大野市職員倫理規程」第16条の規定に基づき、次のとおり令和4年度の大野市職員の倫理の確立及び保持に関する状況を公表します。

### 1. 各種届出等の状況

#### (1) 利害関係者との飲食に係る届出の状況

職員は、自己の費用を負担する場合は利害関係者と共に飲食をすることができますが、自己の飲食に係る費用が1万円を超える場合は、あらかじめ倫理監督責任者に届け出ることとしています。

- ・届出の件数 0件

#### (2) 講演等に係る承認の状況

職員は、利害関係者からの依頼に応じて、報酬を受けて講演等をする場合は、あらかじめ倫理監督責任者の承認を受けることとしています。

- ・申請のあった講演等の件数 0件

### 2. 職員倫理の確立及び保持に関して講じた施策

施策	実施日	対象者
新規採用職員研修	4月1日(1回)	新規採用職員 (9人)
管理職研修	4月27～28日(各日1回)	管理職 (40人)
職員の服務規律の確保について (通知)	5月30日	全職員
公務員倫理研修	8月10日(2回) 動画視聴による受講可	全職員 (590人)

職員の服務規律の確保について (通知)	11月29日	全職員
大野市公益通報に関する要綱の制定	12月27日	
職員の服務規律の確保について (通知)	1月6日	全職員
綱紀肅正と服務規律の確保について (通知)	2月16日	全職員
廃棄物等処理・法令遵守研修	2月28日(2回) 動画視聴による受講可	全職員 (592人)